

福山市自然研修センター清掃業務委託

標準仕様書

この仕様書は、福山市自然研修センターの良好な環境を確保するための仕様の大要を示すものであり、この仕様書に定めるもののほか、美観・衛生の保持、又は建物の管理上必要な作業については、発注者の指示に従い、受託者の判断により契約金額の範囲内で適正に実施するものとする。

1 清掃区分

清掃については、日常清掃を基本とし定期清掃及びガラス清掃とする。なお、具体的な清掃実施場所、清掃事項、回数などは別紙清掃業務委託内容に定める。

2 作業人員及び勤務時間

業務執行に必要な清掃作業員の数及びその勤務時間については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

3 清掃作業員の留意事項

受注者は、清掃作業員に対して次の各号を遵守させるものとする。

- (1) 常に専用の制服を着用し、言語並びに態度をよくし、他人に不快の感を与えないようにする。また、業務にあたっては、職員及び来園者の安全を確保するための措置を講じる。
- (2) 盗難並びに火災の予防に留意し、ガソリン等引火性危険物及び毒性のあるものは使用しない。
- (3) 作業中に建物及び工作物等を破損したとき、又は破損を発見したときは、速やかに届け出る。また、作業中に建物及び工作物等に損害をおよぼした場合は、発注者において直ちに修復あるいは補償する。
- (4) 机、その他什器備品を移動するに当たっては、損傷のないように取り扱い、作業終了後原状に復し、掃除器具などは所定の位置に整理整頓する。
- (5) 溫度調節などしてある場合、扉・窓等の開閉は特に注意する。
- (6) 廃棄物でない書類等を発見したときは、発注者に報告する。

4 各種書類の提出

- (1) 受注者は、契約締結後速やかに所定の様式により清掃作業実施計画表を提出し、発注者の承認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに業務を総括する主任者及び作業員名簿を提出しなければならない

- (3) 受注者は、作業終了後、作業実施報告書を作成し発注者の検査を受け、確認後、作業実施報告書を発注者に提出する。

5 使用材料

作業に使用する機械器具、諸材料は適正良質なものを使用し、新製品等については十分テストを行ない使用するものとする。

6 経費負担

- (1) 業務実施にあたり、発注者が受注者へ支給する諸材料は次のとおりで、諸材料の保管は発注者が責任もって管理する。
- ア トイレットペーパー
 - イ 消毒用手洗い石鹼あるいはハンドソープ詰め替え
 - ウ ポリ袋
- (2) 清掃作業実施に必要な電気、水道等の使用料については、委託者の負担とし、受注者は、使用に当たって事前に発注者の承認を得るものとする。
- (3) ワックスはく離の際に出るはく離廃液の処理又は処分は、業者の責任において適正に処理すること。

7 履行期間

2026年(令和8年)4月1日～2029年(令和11年)3月31日